

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 業務の内容が測量業務である場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
- (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 入札参加申請（電子入札対象業務の場合）

電子入札対象業務の場合、入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うとともに、総合評価方式適用業務の場合は下記（4）の総合評価方式に関する技術資料を 3（1）イ（ア）に定めるところにより提出すること。

- (4) 技術提案の提出（総合評価方式適用業務の場合）

総合評価方式適用業務の場合、入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料（以下「技術提案書」という。）を提出すること。

- ア 技術提案書（様式第1号）・・・簡易型、標準型
- イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）・・・簡易型、標準型
- ウ 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）・・・簡易型、標準型
- エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第8号）・・・簡易型、標準型
- オ 技術審査書（様式第9号その1～その2）
（「別記1業務概要書」及び「双葉地区特別支援学校整備に関する基本計画」を踏まえて記載）
・・・標準型
- カ 技術審査書（様式第9号その3）（「別記1業務概要書」を踏まえて記載）
・・・簡易型のうち提案型

なお、技術資料の作成に当たっては、測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

(5) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書及び総合評価方式適用業務の場合は技術提案書等（以下「入札書等」という。）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 郵便入札の場合（電子入札対象業務でない場合）

- (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名及び開札日を記載すること。
- (エ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒と総合評価方式適用業務の場合は技術提案書（上記2（4）に示す書類）を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。
- (オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

イ 電子入札対象業務の場合

- (ア) 総合評価方式適用業務の場合、技術提案書（上記2（4）に示す書類）の提出は、入札参加申請時に福島県電子入札運用基準（工事等）（以下「運用基準」という。）第11の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で提出するものとする。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書の提出は、入札書の提出時に運用基準第 13 の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(ウ) 技術提案書又は入札書の提出の確認について

技術提案書又は入札書の提出は、それぞれの受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、技術提案書にあつては「競争参加資格確認通知書」を、入札書にあつては「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

(エ) 電子入札システムにより技術提案書又は入札書を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第 9 の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第 1 号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

なお、技術提案書（入札参加申請における添付ファイル）の提出についても、上記と同様の手続きを行うこと。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

※ 電子入札対象業務で総合評価方式適用業務の場合の具体的な運用については、別紙「電子入札システムによる総合評価方式の入札について（測量等委託業務）」を熟読すること。
--

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

4 総合評価に関する事項（総合評価方式適用業務の場合）

総合評価方式適用業務における総合評価の方法等については、以下のとおりとする。

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案の内容を、入札公告に併せて提示する測量等委託業務総合評価点評価基準に記載した各評価項目について、当該評価基準に基づき、評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、加算点と標準点（100 点）の合計を当該

入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

(3) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

(4) 技術提案について

技術提案の内容に基づく落札後の変更契約は行わないので、入札額の範囲内で実施可能な提案内容とすること。

(5) 技術資料に基づく業務の実施

実際の業務の実施に際しては、技術提案の内容に基づき、業務計画書を作成し、業務を実施するものとする。

受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、入札参加資格制限、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。

5 低入札価格調査制度に関する事項（低入札価格調査制度適用業務の場合）

低入札価格調査制度における調査内容等については、以下のとおりとする。

(1) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回った場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 入札価格の内訳書

ウ 配置予定技術者の手持ち業務の状況

エ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況

オ 手持ち機械・設備の状況

カ 労務者の確保や配置の内容

キ 過去に履行した公共工事に関する委託業務名

ク 経営状況及び信用状況（不渡り有無、貸金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における受注金額の報告）

ケ その他必要な事項

(2) 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回り落札者となった場合には、別に定める「契約の方法及び入札の条件」にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

ア 当該業務における契約保証金は、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第4条第3項の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以上とする。

イ 当該業務における前払金については、測量調査業務委託契約書、土木設計業務等委託契約書第34条第1項又は建築設計業務委託契約書第37条第1項の規定にかかわらず、業務委託料の100分の15以内の額とする。

ウ 当該業務における配置技術者のうち、測量及び調査業務にあつては主任技術者、土木設計及び建築設計業務にあつては管理技術者を専任の者とする。

なお、「専任」とは当該業務の全期間にわたって他の業務に従事せず、当該業務にのみ従事することであり、他の業務の主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者、社内審査員のいずれも兼ねることはできないことをいう。

6 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合（総合評価方式適用業務でない場合）、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用業務の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札金額が調査基準価格を下回った入札者（以下「低価格入札者」という。）の公表について

総合評価方式適用業務の場合、すべての低価格入札者名を公表する。

(3) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

7 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

また、総合評価方式適用業務の場合は、上記に加え、落札候補者は、通知のあった日から起算して3日以内に、技術提案書の内容の確認に必要な書類（測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等）を提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象業務の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

ただし、総合評価方式適用業務の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、総合評価方式適用業務の場合、落札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合には、5（2）アに定めるところによる。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第4号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではなく、また、総合評価方式適用業務の

場合で落札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合には、福島県財務規則第229条第1項第4号、第8号、第9号の規定による契約保証金の納付の免除は行わない。

9 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

10 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約の方法及び入札の条件、入札心得、総合評価方式適用業務においては測量等委託業務総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入札対象業務においては運用基準を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 総合評価方式適用業務の場合、配置予定技術者の変更は原則として認めない。配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書等を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

(6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象業務の場合は、電子入札システムから再度入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(7) 重要事項の説明について（建築設計）

業務内容が建築設計の場合（建築士法上の「設計」又は「工事監理」）には、落札者は契約権者に対して、契約締結前にあらかじめ、建築士法第24条の7の規定に基づ

き、書面により重要事項の説明を行うこと。

なお、重要事項説明書の様式は、四会推奨（(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会）の様式を参考にすること。

(8) 被災者等の雇用について

本業務の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(9) 業務完了後の調査について

低入札価格調査制度適用業務の場合、低入札価格調査基準価格を下回る入札金額で落札、契約締結した場合は、低入札価格調査で当該落札者が説明した内容の履行状況を確認するため、業務完了後に調査を実施する場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、低入札価格調査で説明した内容の履行がなされていないことが確認された場合、県はその者に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、業務成績の減点などの措置を行う場合がある。

(10) 積算内容に対する疑義申立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領」（令和3年3月29日付け2財第2657号総務部長通知）により、契約の締結前に疑義の申立てができる。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入札書の記載金額、入札保証金、落札者
入札説明書のとおりとする。
- (2) 低入札価格調査
地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査制度適用業務である。
- (3) 契約保証金
福島県財務規則第 288 条に定める契約保証金は、請負代金の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則第 228 条及び建築設計業務委託契約書第 4 条第 3 項の規定に関わらず、業務委託料の 100 分の 15 以上の額とする。なお、福島県財務規則第 229 条の規定に該当する者については免除する。
- (4) 前金払
福島県規則第 112 条第 1 項で定める前金払は 4 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、業務委託料の 100 分の 15 以内の額（1 万円未満の額は切り捨てる。）とする。
- (5) 委託の期間
委託の期間は、470 日間とする。
ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。
- (6) 委託契約書
別添（案）のとおり。
- (7) 契約の確定時期
地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。
- (8) 特約条項
調査基準価格を下回って落札した場合は、末尾記載の特約条項を付すものとする。

特約条項

第1 この業務における契約保証金は、建築設計業務委託契約書第4条第3項の規定に関わらず、業務委託料の100分の15以上とする。

なお、建築設計業務委託契約書第4条第3項及び5項中の「100分の5」とあるのは、「100分の15」と読み替えるものとする。

第2 この業務における前払い金については、建築設計業務委託契約書第37条第1項の規定に関わらず、業務委託料の100分の15以内の額とする。

この場合において、建築設計業務委託契約書第37条第1項中の「10分の4」とあるのは「100分の15」、同条第3項中の「10分の4」とあるのは「100分の15」と、同条第4項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」、同条第5項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」に読み替える。

第3 この業務においては、管理技術者を専任の者とする。